

第9回環境省政策会議（概要）

日時：平成22年2月3日（水） 8時15分～9時15分

場所：衆議院本館第14控室

議題：

- （1）「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（中央環境審議会 答申）
- （2）環境影響評価制度の見直しに係る中央環境審議会における検討状況について
- （3）その他

＜大谷政務官の司会により進行＞

～以下、主な意見及び回答～

○25%削減のロードマップについて伺いたい。先ほどの大臣挨拶でお話のあった副大臣級検討チームはどういったメンバーで構成されているのか。また、環境委員会のメンバーに25%削減の方針について事前説明のないまま、新聞報道されたことは心外。大臣から御意見はしっかり聴いていきたいとのことだったが、どのタイミングで与党議員に聴いてもらえるのか。

○25%削減のロードマップについて、自分たちは悪くないと言うのではなく、もっと努力していく姿勢が必要ではないか。与党議員を巻き込んでやっていくというのが大事なのではないか。政務三役には役所を叱咤激励して引っ張っていく姿勢を見せてほしい。

【田島環境副大臣からの回答】

・副大臣級検討チームは座長を仙石大臣、事務局長を小沢大臣が務めており、環境、経産、外務、財務、農水、国交、文科、総務の副大臣又は政務官により構成されている。今日の9時から副大臣級検討チームの会合がスタートし、本来ならばその後、皆さんにお諮りするつもりだった。新聞報道については、記事の出所も分からず、私どもも遺憾に思っている。情報管理等徹底していきたい。ロードマップについては3月を目途に副大臣級検討チームで検討していき、その前後に皆様にはご説明したい。今後質問研究会でもテーマとして取り上げていただきたいと思いますし、レク等でもご説明させていただけたらと思う。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

・御指摘の点については、お詫びしなければと思っていたところ。我々としても与党の先生方と決めるつもりでいたということだけはわかっていたいただきたい。以後情報管理に気をつけていきたい。温暖化対策は大きなテーマであることから、連携してやっていきたい。

○報告案のP. 7に「評価項目の弾力的運用」中、リプレースについて言及があるが、CO₂の削減のような環境に貢献する事業については、弾力的な運用をする、という理解でいいか。

○民主党が野党だった頃のSEAに関する議論では、第一種事業のみでなく、第二種事業にも適用を広げるべき、という議論だったが、現在の報告案では第一種事業のみが対象となっている。これはなぜか？

○SEAに関して、これまでは、環境省ガイドラインと、国交省のPIガイドラインが矛盾して存在している状況だった。今回の法改正を受けて、アセス法のSEAが優位に立ち、国交省のPIガイドラインを書きかえるなどの対応があるのか。

○アセス法の改正に期待。インデックスにSEAに取り組む旨の記述があるし、今年は生物多様性元年であり、生物多様性第25条にもSEAに関する記述があり、これが根幹となっている。誰もが納得するような手続をつくった方が事業はスムーズに進むと考える。

○今回のアセス法の改正では風力発電施設の設置もその対象事業として追加することを検討しているとのことだが、風力発電施設と健康被害の関係はどうなっているのか。

○SEA手続を現行法の手続の前に位置付けることで、事業の長期化につながり、電力会社のリスクになるのではないか。

○報告案中「原則複数案」とあるが、立地の制約等で複数案の設定が難しい場合がある。あくまで「原則」に過ぎない、という理解でよいか。

○SEAの手続を実施しないと事業アセスの手続を進められないのか。並行して手続を進めた方が、屋上屋を重ねることだけでなく事業がスムーズに進み、いいのではないか。

【田島環境副大臣からの回答】

・アセスには色々な立場の御意見もあろうが、基本的には、事業の早期段階でアセスを行った方が、環境の観点からも望ましく、事業は円滑に進む、拙速に事業を行うことは、「急いで事は仕損じる」ことにつながる。10年間手つかずだったアセス法を今般見直すことになり、皆様の御理解と御協力をお願いしたい。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

・A市とB市、どちらに立地すべきかを必ずしも比べる仕組みとするわけではない一方、自然保護の重要性もかんがみて、バランスのとれた法案を提出したいと思っている。

・経済の足かせになるようなものは想定していなく、とはいえ生物多様性の保護という観点も大切にすることから、バランスのとれたものにするつもり。我々が現在考えている方向性は、いただいた御懸念を払しょくできるものと考えている。

【総合環境政策局長】

・御指摘の部分の記述は、事業の実施区域が変わらず、一からはじめるような事業でないため既に相当程度環境影響について予測・評価ができる場合については、評価項目の絞り込みなど弾力的な運用をするべき、という趣旨である。このような事業特性

を持つ例示として、発電所のリプレース事業が該当している。

・条例との関係もあり、専門委員会では第一種事業に絞った方がよいのではないか、という議論がなされている。

・法に基づかないガイドラインより、法に基づくSEAの方が優先して実施されるべき手続ではあるが、国交省のPIガイドラインも、事業の早期段階での公衆関与という点で先行しており、これをやめろ、というわけではない。

・公のみでなく、民間企業もSEAの対象とすることについての御懸念があらうかと思うが、専門委員会の審議においては、民間事業に対するヒアリングや専門委員会の委員として参加いただき御意見を頂戴するなどしており、現実的な対応をする所存。生物多様性第25条についても、「事業の特性を踏まえつつ」と明記されているところ。例えば、発電所事業については、県をまたいでの立地の複数案の検討を求めるわけではなく、敷地内での設備のレイアウトも「事業特性に応じた複数案」に当たると認識している。複数案の設定が困難な場合もあらうかと考えており、あくまで「原則複数案」としている。

・SEA手続の導入により事業の実施に時間がかかるのではないかと御懸念については、事業の実施までの期間が短くなることはないが、報告書P. 3上から2つ目のパラグラフにあるように、「既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある」ことや、事業実施後にアセスの再実施に関する手戻りが発生し得るため、早期段階において環境の観点から事業に検討を加えることが、結果的に事業の円滑な実施に資するし、いわゆる「急がば回れ」という考えにつながるものと考えている。

→事業アセスと並行して行うということは、理屈からしても難しいが、事業特性に応じた仕組みにするため、今後関係者とも話し合いをしながら進めていく。

【水・大気環境局長】

・風力発電施設と健康被害については、未だ因果関係が明らかではないという認識。環境省では、今年度苦情の多いところで調査を行っており、来年度は広めに調査を実施する予定。

○公害防止の取組促進方策について、大企業において排出基準超過やデータ改ざんが行われている事例があるということであり、企業の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進だけではなく、厳しい罰則や操業停止を求めることが必要ではないか。また、基準超過があった場合に、健康被害の把握というのは困難であり、なかなか改善命令も出にくいのではないか。住民の知識も十分でなく、地域の取組だけでは難しい。ぜひ罰則強化や操業停止を求める改正を行っていただきたい。

【水・大気環境局長】

・公害防止の取組促進方策については、データの未記録や改ざんに対してきちんと罰則をつけていきたい。また、地方公共団体が機動的に対応できるような法改正を進めていきたいと考えている。

(以上)